

地域コミュニティ活性化に向けたICT化推進事業助成金 Q&A

Q1： どういった場合に助成対象となるか。

A1： 本助成金については、単に物品等を購入することを目的としたものではなく、地域でのコミュニケーションの円滑化や負担軽減、新たな活動の担い手の創出を意図して、ICTを地域活動に取り入れていただくための環境整備及び整備に伴う関連経費を対象としています。

助成金の交付に当たっては、本制度を活用して整備した機器等を用いて、実際にオンライン会議等の活動を行った実績がわかる資料等の提出が必要になります。

Q2： ホームページを作って情報発信を行いたいが、助成対象となるか。

A2： 助成対象となります。

ただし、ホームページは閲覧者がそのページに辿り着いてはじめて情報が受領されますので、お金をかけて作っただけで活用されるものにはなりません。地域の方への周知を合わせて御検討ください。

また、地域の限られた方（会員世帯のみなど）に情報を届ける手段としては、自治会・町内会向け SNS「いちのいち」等の運用も効果的です。お金をかけずに実施する方法もありますので、目的に応じて御検討ください。

【事例1】

自治連合会のホームページを作って会員向けに情報発信を行う。

ホームページ作成委託経費 10万円

作成についての地域へのお知らせ 1万円

合計：11万円 $\times \frac{2}{3} = 7.3$ 万円

【事例2】

自治会館に Wi-Fi 環境を整備し、オンライン及び会場によるハイブリッド会議を実施する。

回線引込工事 2万円

Wi-Fi ルータ 1万円

スピーカーマイク 1万円

プロジェクター 2万円

合計6万円 $\times \frac{2}{3} \approx 4$ 万円

【事例3】

自治会館の鍵をICTで管理(電子錠化)し、会員なら誰でも使えるようにすることで、鍵の管理者の負担をなくし、いつでも気兼ねなく使える環境にし、つながりづくりを促進する。

工事費等一式：5万円

合計 5万円 × 2/3 ≒ 3.3万円

【事例4】

自治会・町内会向けSNS「いちのいち」を使った情報共有を行うために、研修会を開催する。

講師費用4万円(1万円×4回)

合計 4万円 × 2/3 ≒ 2.6万円

Q3： パソコンの購入費用は助成対象となるのか。

A3： パソコンやスマホなど広く一般に普及し、汎用性の高いものは、本助成金の対象外です。

Q4： 役員が個人で使用しているポケットWi-Fiを活用して会議を行う場合、助成対象となるか。

A4： 地域団体での使用と個人での使用が明確に区別できないものは、助成対象外です。

Q5： 自治会名で契約できず、個人名義の契約となっているが、助成対象となるか。

A5： 必ずしも法人名での契約・請求書等でなくても構いませんが、個人利用分の請求でないことが確実にわかるようにしてください。例えば、地域団体の議事録等において、「〇〇個人による契約の上、立て替え払いとする」、といった内容や、決算書等において地域団体から立替えた個人への支払いがわかるようにするなどした書類を実績報告時の証拠書類として添付してください。

Q6： 従前から地域団体において契約して使っている通信費等は対象となるか。

A6： 対象となりません。

Q7： 実績報告は、どのようなものを提出すればよいか。

A7： 物品等の購入に係る領収書の写しだけでなく、実際に活動に用いたことがわかるもの(オンライン会議の案内やオンライン会議実施時の写真(購入したものも含む)など)を御用意ください。

【実績報告のイメージ】

〇〇自治会館に、Wi-Fi設置工事を行い、以下の会議等において、オンライン会議を開催した。
(実績)

- ・ 〇〇定例会議
毎月第1土曜日 ●時～●時 (参加者数 ○人) (別紙1：〇月度の会議摘録、会議の様子)
- ・ ××検討会議
第1回：〇月〇日、第2回：〇月×日、第3回△月◇日 ●時～●時
(別紙2：第1回の会議次第、会議の様子)

- Q 8 : フリーWi-Fiの拠点をを使ってオンライン会議を実施したい。助成対象となるか。
- A 8 : 対象となりません。地域コミュニティ活性化に向けた地域活動事業助成金（以下、「地コミ助成金」という。）の要件に当てはまる場合は、地コミ助成金の活用を御検討ください。
- Q 9 : 地域の会議をオンライン中継するため、会議支援専門の方（パソコン設定やオンライン会議設定、会議のファシリテーション等に詳しい方）に支援をお願いしたい。
- A 9 : 研修等費用として計上可能です。
なお、申請団体と同一地域内の方への支払いは助成対象外です。
- Q 10 : 地域の住民向けに定期的にパソコン教室を開催することにした。
教室で使用するタブレットやパソコンのレンタル代は計上できるか。
- A 10 : 研修等費用として計上可能です。
- Q 11 : スマホやパソコンの使い方のアドバイスを学生などをお願いしたい。
学生などへのアルバイト代・交通費、会場代は計上できるか。
- A 11 : いずれも研修等費用として計上可能です。
現在、ソフトバンク株式会社と連携して無料のスマホ教室を実施しておりますので、そちらの活用も御検討ください。
なお、申請団体と同一地域内の方への支払いは助成対象外です。
- Q 12 : 会議やイベントの様子を端末から直接映せるようにしたい。
モニターなどの機材代、設置工事費は計上できるか。
- A 12 : 計上可能です。
- Q 13 : SNSの公式アカウントの使用料金は計上できるか。
- A 13 : 使用料は助成対象外です。
- Q 14 : ポケットWi-Fiルーターのレンタル使用料金は計上できるか。
- A 14 : 使用料は助成対象外です。
- Q 15 : 町内会の資料データを保管するためのクラウドサービス（バックアップ機能あり、セキュリティ高）に入会した。
クラウド使用料（月額3,000円～10,000円程度）は計上できるか。
- A 15 : 使用料は助成対象外です。
- Q 16 : 町内会オンライン掲示板を作ったので、住民に登録してほしい。
・QRコードを知らせる全世帯向け案内チラシとポスターの印刷代は計上できるか。

・啓発グッズ（うちわなどに QR コードを印刷して配布）の製作費は計上できるか。

A 1 6 : いずれも助成対象となりますが、過剰な経費（うちわ等の作成がメイン）とならないようにしてください。町内会未加入の方にも参加いただくことを目的として、広く周知する場合などは地コミ助成金の利用も御検討ください。

Q 1 7 : 区民運動会の代わりに体育館で参加人数を絞って e-スポーツ大会をすることにしました。

e-スポーツ用の機材のレンタル代、イベント会社への企画運営の委託費は計上できるか。

A 1 7 : 1 イベントとしての実施であれば、地コミ助成金の活用を御検討ください。

Q 1 8 : 夏祭りを youtube でオンライン配信するため、動画撮影をする。

動画撮影委託費や動画撮影用の機器（カメラなど）は計上できるか。

A 1 8 : 1 イベントとしての実施であれば、地コミ助成金の活用を御検討ください。

Q 1 9 : 同一年度で I C T 化推進助成金と地コミ助成金を受けることはできるか？

A 1 9 : 可能ですが、同一事業や同一物品の購入など重複するものについては助成を受けることはできません。

Q 2 0 : 小学校の教室を地域の集会所として使わせてもらっているが、当該施設のインターネット設備を整える費用は助成対象か。

A 2 0 : 契約書等により、当該団体が恒常的に使用していることが確認できれば助成対象となります。ただし、実施に当たっては、施設管理者とトラブルにならないよう、許可を得るなど事前の調整をお願いします。